

保存樹木の指定制度

街の健全な環境の維持のため、市内にある樹木のうち特に美観上優れた健全な樹木を、所有者や管理者の同意を得て、保存樹木として指定する制度です。

指定を受けると

- 1 表示板を取り付けます。
- 2 維持管理費の一部となるよう、奨励金を交付します。

対象となる樹木

- 1 樹高が10m以上で、地盤面から1.5mの高さにおける幹回り1.5m以上の樹木。
- 2 はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上であること。
- 3 希少価値があり、かつ珍重に富むと認められる樹木。

※ その他、樹形等により保存樹木として指定される場合もありますのでお問合せください。

奨励金の交付額（区分・奨励金の額）

- ◎ 樹高が10m以上で地盤面から1.5mの高さにおいて
- | | |
|-----------------------|-----------|
| （1） 幹回りが1.5m以上3m未満の樹木 | 5,000円/本 |
| （2） 幹回りが3m以上の樹木 | 10,000円/本 |
- ◎ はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上の樹木 5,000円/本
- ◎ 希少価値があり珍重に富む樹木 5,000円/本
- ◎ その他の理由により、保存樹木として指定された樹木 5,000円/本

※ 奨励金は年額となります。また保存樹木の指定は10年とし、状況に応じて更新できません。

※ 「樹木の保存に関する要綱」により、指定が適用されない場合があります。

お問合せ先

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 総務部事業課
さいたま市南区别所4-12-10 Tel.048-836-5678 Fax.048-836-5200
Email: kikaku@sgp.or.jp